

第3回 個人住民税検討会

議題 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び

納税通知書の電子化について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成28年10月27日

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度におけるマイナポータルの利用スキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

(論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

1 現状

(1) 特別徴収に係る税額通知の通知方法

特別徴収義務者経由で個々の納税義務者に通知(地方税法第321条の4)

○地方税法第321条の4(抜粋)

略 当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(中略)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項及び第八項において「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

(2) 税額通知書に記載すべき事項

普通徴収の納税通知書については地方税法第1条第6項に規定。特別徴収の税額通知書については、実務提要において納税通知書の定義に準ずる旨の記載。

○地方税法第1条第6項

納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

市町村税実務提要

問 法第321条の4によつてする特別徴収税額の通知に、納税義務者の住所を入れないで送付しても差し支えないか。

答 特別徴収税額通知書は納税通知書と同様の性格を持つものであることから、法第1条第6項の納税通知書の定義規定と同様に考えられる。以下略

(3) 税額通知書のマスキング

納税義務者向けの税額通知書には賦課の根拠となつた情報(給与以外の所得や障害者控除等)が記載されている。

⇒近年の個人情報保護の意識の高まりからマスキング等の対応を取る自治体も。

(論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

2 案① マイナポータルへの送信

【前提】マイナポータルへの送信をもって通知したとみなす法整備がされている。

(1) 概要

これまで特別徴収義務者を經由して送付していた税額通知書について、マイナポータルを利用して個人に通知。⇒ 税額通知書の納税通知書化

(2) メリット・デメリット等

ア メリット

- ・他所得等の情報を特別徴収義務者に知られるリスクの減。(納税者)
- ・郵送経費の軽減。(市町村・特別徴収義務者)

→ ただし、個別の納税義務者の希望制であるため、従業員が1名でも紙の通知を希望する場合、結果的に特別徴収義務者への送付は行われることとなるため、市町村においては効果は限定的。

また、特別徴収義務者においても、全国の従業員を1か所で給与管理をしている場合に限られる。

イ デメリット

- ・納税義務者単位での情報管理が必要なため、システム改修が大規模。(市町村)
- ・特別徴収義務者、納税義務者双方で電子通知の希望の有無が生じ、紙と電子通知の混在の度合いが高まるため、情報管理や印刷、封入等の通知書発送に係る運用等の管理が複雑化。(市町村)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要。(特別徴収義務者)

ウ 課題

- ・納税者の希望の有無を特別徴収義務者経由で提出。(給与支払報告書に記載)
→ 記入漏れ等による苦情につながるおそれがある。
- ・納税義務者が送信された通知を印刷した場合、現行の紙通知と同様の取扱いとできるか。(公印等)

(論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

3 案② 源泉徴収票と同様の方式

【前提】特別徴収義務者を經由して電子通知を送付することが正本送付にあたるとする法整備がされている。

(1) 概要

既存の税額通知書と同様に、特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知。ただし、納税義務者に交付されるのは特別徴収に係る税額の情報。

(2) メリット・デメリット等

ア メリット

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の作成・郵送コストの削減。(市町村)
- ・個別の納税義務者の情報管理が必要ないため、案①に比べシステム改修経費が安価。(市町村)

イ デメリット

- ・通知記載情報が基本的に税額のみとなるため、現在の法定様式に記載されている事項について、必要に応じて別途証明取得が必要。(納税者)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要であるとともに、紙での交付希望者への印刷が必要。(特別徴収義務者)

ウ 課題

- ・電子申告による給報提出が全体の4割(横浜市の場合)という状況(特別徴収義務者の給与支払事務に係る電子化が進んでいない状況)で、電子的に送付された通知に特別徴収義務者が対応可能か。(納税義務者に電子的に通知を配信する手段がない特別徴収義務者も存在するのではないか)
- ・既存の税額通知に比べ、賦課根拠などの情報がなくなることが、納税者の課税の適正性への理解を損なうこととならないのか、既存の通知と同様の情報を通知できないのはなぜか、等の整理が必要。

エ その他

- ・企業の所持する端末(個々の従業員が使用)に電子通知を送信することで交付とできるか(個人アドレスではなく、会社の管理下の個別アドレスへの送信)。
- ・社会保障分野での税額通知の利用は情報連携で減少見込み → 民間利用はどの程度あるのか。

(論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

4 課題整理

(1) 案①と案②の比較

	通知内容	システム改修	通知作成(印字・封入・発送等)	納税者負担	特別徴収義務者における負担	情報の秘匿性
案①	従来通り	個別の納税者管理が必要なため「大」	紙と電子の通知混在による、改修や運用変更、委託内容の見直しなどの大幅な負担増	マイナポータルから出力する通知の取扱い次第だが、原則なし	個別の従業員の情報管理が必要(給与支払報告書への記載)	マイナポータルへの送信のため確保
案②	税額のみ	全ての納税義務者を対象とするため案①に比べ小	データ送付のため不要	別途証明の取得が必要(情報連携開始に伴い、主として民間利用)	個別の従業員の情報管理が必要(配付時の印刷又は配信)	税額のみであるため確保

(2) 比較の分析

市町村としては、システム改修規模や、紙媒体の通知の印字・封入・発送の複雑化を考慮すると案①の対応は困難と考える。案②は証明発行や課税根拠に係る照会などの増加の可能性はあるが対応可能。納税義務者は案②の場合、証明取得が必要なケースが考えられるため、サービスレベルの低下となる。特別徴収義務者においては、案①、案②のいずれのケースにおいても個別の納税義務者(従業員)情報の管理が必要となる(案②の場合は紙での通知を希望する従業員に印刷して配付する必要も)。また、案②の場合、通知内容が税額のみとなるため、従来の市町村税実務提要における通知の考え方を整理・変更する必要がある。

(論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

(3) 課題の整理

情報管理の電子化が進んでいない特別徴収義務者については、対応が困難であるとの理由により、従来通り紙媒体の通知を希望する可能性がある。

また、市町村において、個別の情報管理によるシステム改修コストの増や運用の複雑化が懸念される。

→ 通知の混在による煩雑化を回避するため、極力希望制を取り止め、対象の整理を行うべき。

	給与支払報告書	税額通知書 (特別徴収義務者向け)	税額通知書 (納税義務者向け)
パターン①	紙	紙	紙
パターン②	電子	電子	電子

特別徴収義務者向けの税額通知の電子化については、現時点で法整備がなされ、導入は可能となっているが、あくまで希望制であり、実績も低い(地方電子化協議会開催の平成28年度全国説明会でeLTAX総件数の1割に満たないと報告をした市町村あり)。情報管理の効率化の観点から、電子申告により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対しては税額通知書を電子的に提供するものとする整理が可能になれば、市町村側は煩雑な情報管理が不要となる。

また、特別徴収義務者向け税額通知を電子化した場合、当該事業者の従業員に係る納税義務者向け通知を原則特別徴収義務者経由で電子通知することが整理できれば、情報の管理が簡素化されるとともに、事業者側も事務の電子化の進捗により対応が可能となるのではないかと。

(論点2) 納税通知書の電子化について

1 普通徴収に係る納税通知書の電子化

【前提】マイナポータルへの送信による通知とする。

(1) 課題点

案①と同様に、納税通知をマイナポータルへの送信とする場合、次の課題が生じる。

- ・**納付書の送付**(電子納税の普及状況を考慮すると、納付書を別途紙で作成する必要があると思われるが、その場合、郵送経費の削減にはつながらないため、市町村のメリットは少ない。)
 - 一方で、電子納税は導入コストや手数料等の経費負担が市町村に生じる。
- ・納税義務者ごとの情報(希望の有無)管理が必要。
 - 全ての納税義務者がマイナポータルを利用できるわけではないため、紙媒体を希望する納税者には引き続き紙での通知が必要と思われる(デジタルディバイドの問題)。
- ・電子的提供の希望の確認が必要。
 - 納税通知の電子的提供の希望をどのように確認するのか。

(2) 見解

納付書の出力等について、課題解消のための手法が確立されないと、普通徴収については全面的な電子通知の導入は困難と考える。

過渡期として、希望者にのみ実施することも考えられるが、マイナポータルの機能により希望の有無の確認ができる仕組みが確立されないと、対象者を確定できない。

また、納付書の出力手法が、現行よりもサービスの低下を招かないよう(例えばコンビニ納税に対応している市町村でありながら、電子的提供を受けた納付書がコンビニでは利用できない状況になるようなことがないよう)十分な検討が必要。

いずれにしても、単独の自治体でサービスの構築を行うのは困難であり、全国的な情報インフラの整備や予算措置が必要と思われる。

電子申告等の推進について

平成28年7・8月 全国説明会
総務省自治税務局

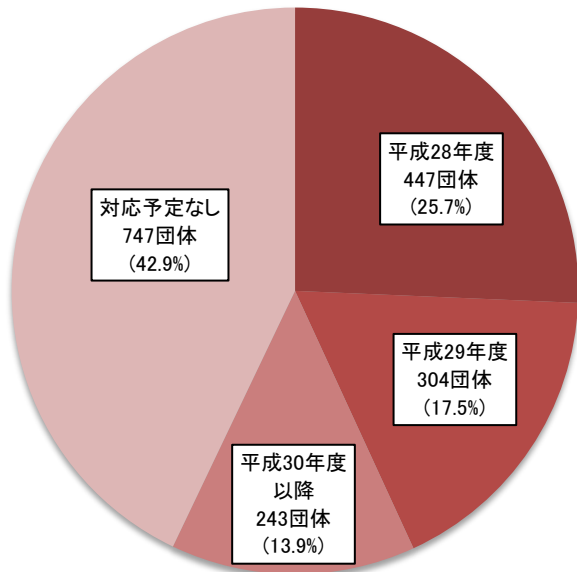
市区町村における特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「電子正本通知」の対応予定時期

- 平成27年の調査では平成29年度の個人住民税までに対応予定であった市区町村が4割強であったが、平成28年3月の調査では3割程まで減少している。

特別徴収税額通知の「電子的正本通知」対応予定時期

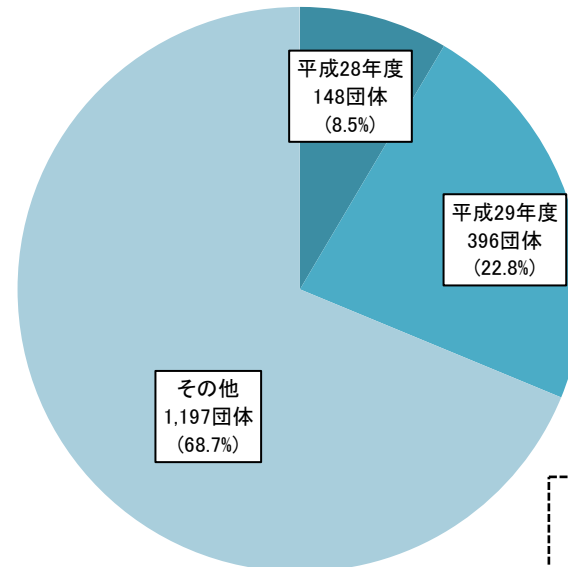
平成27年調査

市区町村(1,741団体)



平成28年調査

市区町村(1,741団体)



平成28年度課税分について、電子的正本通知を行った団体数は27団体(実績値)。

「電子的正本通知」の対応を予定しない理由

平成29年度までに「電子的正本送付」の対応を予定しない理由

	団体数	割合	
対象となる事業者が少ない(※)	398	33.25%	※内318団体が町村の回答
システム上の問題(システムの改修に時間を要する等)	321	26.82%	
その他(対応時期未定、他団体等の動向を踏まえて等)	198	16.54%	
納税義務者への通知や納付書については、引き続き紙媒体で送付する必要がある	111	9.27%	
電子的正本通知を希望する事業者が少ない(引き続き紙媒体でも提供を希望する事業者が多い)	98	8.19%	
二元管理(紙媒体による通知と電子媒体による通知)による事務の煩雑さ	42	3.51%	
予算上の問題	29	2.42%	
合計	1,197	100.00%	

⇒平成29年度までに対応を予定しない理由として、一番大きなものは「対象となる事業者が少ない」であったが、町村による回答が多数を占めている。

⇒次に大きな理由は「システム上の問題」。システム上の問題としては、税の基幹システム(パッケージ)が未対応であるといった理由や、基幹システムは対応予定であるが、各団体の実務に即した形で対応しようとした場合、更なる改修が発生するため、検討が必要である等の理由があげられた。

特別徴収税額通知の電子化推進について

- 平成28年7月15日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第65号）において下記内容の通知を行ったところ。

通知内容（抄）

- 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を電子的に「正本」通知することについては、下記の点（特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護の観点等）からも積極的に取り組んでいただきたいと考えており、各市区町村におかれては、早急な対応を進めていただきたいと考えています。

（1）特別徴収義務者の事務効率化

電子での通知が「正本」となるため、特別徴収義務者側で電子的に給与システム等に課税額を登録することが可能となること（これまでは紙媒体での通知が「正本」であったため、電子的に参考送付された「副本」データを登録する際には、紙媒体（「正本」）との読み合わせが必要であった）。また、特定個人情報を紙媒体で保存する必要がなくなり、管理コストの削減が期待されること。

（2）特定個人情報の保護

平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には、マイナンバー（個人番号）が記載されることになっており、電子的に「正本」通知することで、特別徴収義務者用の通知については紙媒体で送付する必要がなくなり、郵送による誤送付等のリスクの削減が期待されること。

（3）統一的な対応の必要性

特別徴収義務者が電子的に「正本」通知されることを希望しても、各市区町村において対応が異なる場合、電子で「正本」通知されるものと、紙媒体で「正本」通知されるものが混在することとなる。各市区町村が特別徴収税額の電子「正本」通知を進め、全ての通知を電子的に「正本」で受け取ることができることにより、特別徴収義務者の事務効率化が達成されるものであること。